

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (07-16)
令和7年6月20日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室

賃金室長 岡田 尚人

賃金指導官 松木 忠之

(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金の改正審議始まる

～長野労働局長が「長野地方最低賃金審議会」に諮問～

長野労働局長（三浦 栄一郎）は、長野地方最低賃金審議会に対し、長野県最低賃金（現行時間額 998 円）の改正について調査審議を求める旨諮問します。

改正を諮問する同審議会の開催日時等は、下記のとおりです。

記

- 1 日時 令和7年7月3日（木） 午前10時30分から
- 2 場所 ホテル信濃路 2階穂高
（長野市中御所岡田町131-4）
- 3 議題 （1）長野県最低賃金の改正決定の諮問について
（2）長野地方最低賃金審議会の運営について
（3）長野県最低賃金専門部会の構成について

など

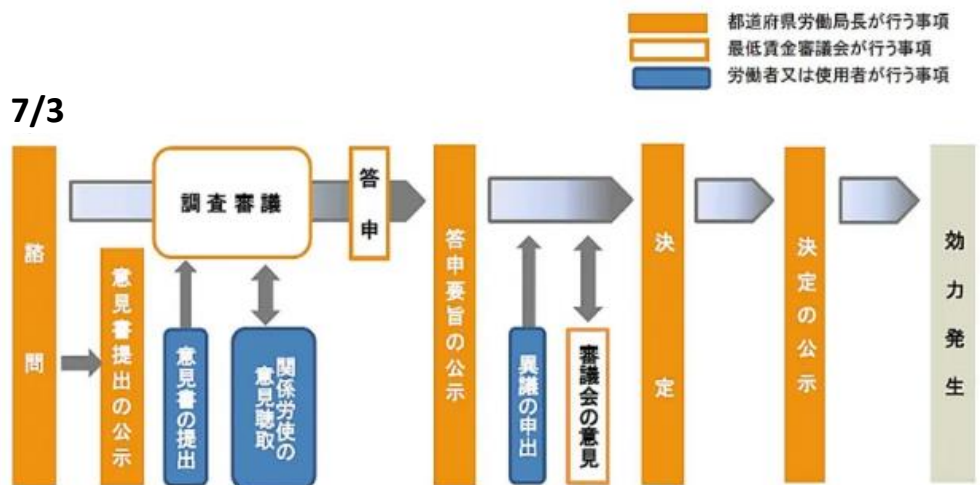
※ 取材を予定される報道機関におかれましては、令和7年6月27日（金）までに、上記照会先あてご連絡をお願いします。

なお、テレビ、カメラの撮影は「審議会開始前まで」と「諮問文を手渡す時」のみで、審議内容の録音はご遠慮いただきますようお願いいたします。

【参考 1】長野県最低賃金額の推移（過去 5 年間）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
時間額	8 4 9 円	8 7 7 円	9 0 8 円	9 4 8 円	9 9 8 円
引上げ額	1 円	2 8 円	3 1 円	4 0 円	5 0 円
引上げ率	0.12%	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%

【参考 2】長野県最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。